

AS-J 権利擁護支援従事者研修開催報告書

1. 日 時 令和3年1月26日(火) 10:30~16:00

2. 会 場 沖縄県産業支援センター・オンライン(zoom)

※現地会場とオンラインとのハイブリッド

3. 参加者数 36人(会場16人、オンライン20人)

4. プログラム

(1) 講義「権利擁護支援の基本」 講師:佐藤 彰一さん

(全国権利擁護支援ネットワーク代表/國學院大學法学部教授/弁護士)

(2) 講義「意思決定支援とエンパワーメント」 講師:佐藤 彰一さん

(3) グループワーク「権利擁護支援ケースの事例検討」

講師:黒崎 豪夫さん(合同会社 FERTILE-SOIL 相談支援事業所元氣のたね/社会福祉士)

今井 友乃さん(全国権利擁護支援ネットワーク事務局長/知多地域成年後見センター事務局長)

5. 報 告

作成者 : 黒崎豪夫

沖縄県産業支援センターにて開催。DOVID-19の対策として、会場参加者分のフェイスシールド、アルコール消毒液、ペーパータオル、各グループワーク用に、携帯用消毒スプレーを用意。名簿には、体温、体調、渡航歴などのチェック欄を設け状態確認し受付。 次第の通りに進行している。10時から12時まで佐藤彰一氏から講義。基本的な内容としての講義であるが、聞いていて襟を正す気持ちになったと会場参加者から感想をいただく。後半での公平というテーマに関して、いろいろと考えさせられるとの感想を聞いている。大変有意義でためになったとの感想が聞かれる。平等に対しての基準の取り方への問いかけは、とても深い内容と思います。途中、メインのパソコンの不具合がある。ハイブリッドでの支障は①メインで使っていたパソコンのスペックの問題、②ネット回線の安定性の問題、③操作の慣れなど考えられるが、ハイブリッドの為会場の参加者対応のウェイトが高くなり操作ミスが発生すると思われる。パソコンのスペックに関しては、推奨スペック以上にメーカー品という基準の方が安心かと思われる。音声に関して、ZOOM参加の人の発表の音声が十分ではなく別にスピーカーの使用は必要と思われる。講師のマシン以外にも会場に2台の共同ホストをもって進行やシステムダウンに備えたい。普段研修をハイブリッドでしているという油断もあったかと反省。スタッフは2台のパソコンにそれぞれ1名ずつ配置が必要。会場、ZOOM共通で事例検討の流れがつかめるように、ワークシートを利用した。記述に主語の判断が混乱したとの声があるが、ケースを見る視点を変えたワークシートとしては概ね良好と思われる。質問者も内容理解されると納得して検討会を進めていただける。開催後の懇親会については、沖縄県独自の緊急事態宣言があったため講師及び事務局の4名で反省会をし、懇親会自体は開催していない。

権利擁護支援従事者研修
 (1月26日、沖縄県産業支援センター・オンライン)
 アンケート集計結果

回答数：26

1) (A) お住まいは

沖縄県	21名 (80.77%)		
沖縄市	5名	糸満市	2名
うるま市	3名	那覇市	1名
北中城村	3名	嘉手納町	1名
石垣市	2名	読谷村	1名
宜野湾市	2名	浦添市	1名

沖縄県外	4名 (15.4%)
島根県松江市	1名
山口県萩市	1名
愛知県日進市	1名
愛知県常滑市	1名

※無記入1

居住地都道府県

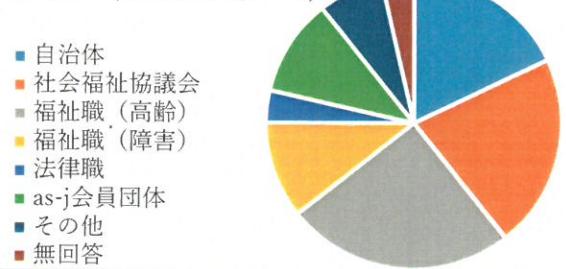


(B) 職種（所属） ※複数回答可

1、自治体	5名 (19.2%)
2、社会福祉協議会	6名 (23.1%)
3、福祉職（高齢）	7名 (26.9%)
4、福祉職（障害）	3名 (11.5%)
5、法律職	1名 (3.8%)
6、AS-J会員団体	3名 (11.5%)
7、その他	2名 (福祉事務所、特定非営利活動法人各1名) (7.7%)

※無回答1

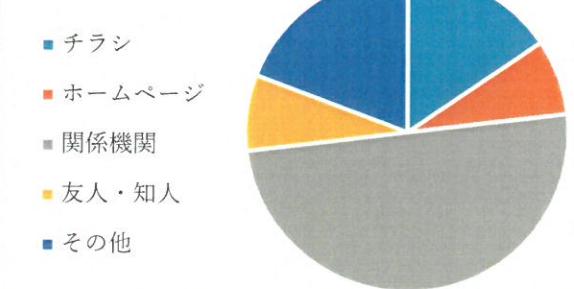
所属（複数選択可）



2) 本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

1、チラシ	4名 (15.4%)
2、AS-Jホームページ	2名 (7.7%)
3、関係機関	13名 (50%)
4、友人・知人	2名 (7.7%)
5、その他	5名 (19.2%) (職場3名、回覧1名)

本研修を知ったきっかけ



3) 講義「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想をお書きください。

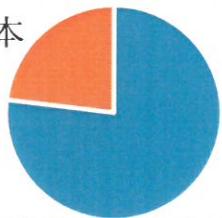
1、大変良かった	20名 (%)
2、良かった	6名 (%)
3、よく分からなかった	0名 (0%)

権利擁護支援の基本

■ 大変良かった

■ 良かった

■ よく分からなかった



1、「大変よかったです」

- ・支援者の力量によって本人の意思をくみ取れるかどうかが変わってくるというご指摘はまさしくその通りだと感じました。意思決定支援にかかる支援者として心に銘じてこれからも努力をしたいと思います。
- ・佐藤先生の説明はわかりやすかったです。
- ・アドヴォカシーで3つの利益の中で、答えはなくて、3つの利益を追い求めることが大切、というところに多くの学びを感じました。
- ・もう少し掘り下げて具体的なこと等も聞けたら良かった
- ・悩んでいいんだ…とても救われました。「プロとして追い求めえる」高く大きな目標に…できたら幸いです。
- ・言葉としては、自己決定の尊重、本人にとっての最善の利益を知っているつもりです。しかし、それぞれ具体的に考えると何の事だろうと思っていました。今回の講義で悩んでもいいし、悩みどころと聞き安心しました。
- ・20年以上前、大学で習ったのはソーシャルワークにおける代弁支援の重要性でした。今は、大切なのは代弁することだけではなく、意思決定を支援することだと学ぶことができました。ありがとうございました。
- ・自身の仕事・業務を振り返る良い機会となりました。とても分かりやすかったです。
- ・言葉の定義を丁寧に教えて頂き、学びました。

2、「よかったです」

- ・いろいろなお話があり、時間的に足りなかった。
- ・日頃の現場と重ね合わせながら学ぶことができ良かった。

4) 講義「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

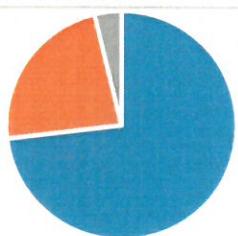
1、大変良かった	19名 (73.1%)
2、良かった	6名 (23.1%)
3、よく分からなかった	1名 (3.8%)

意思決定支援と
エンパワメント

■ 大変良かった

■ 良かった

■ よく分からなかった



1、「大変良かった」

- ・意思決定支援に名を借りた代行決定がとても多いように感じます、自分も肝に銘じて関わりを持つようにしたい。

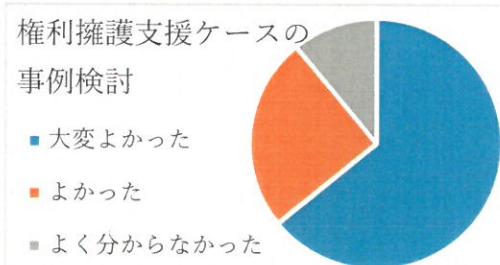
- ・意思決定支援についての大切さを改めて感じました。
- ・現場で「本当に本人はそんな考えているのか」「自分は正しいことをしているのか」迷い迷っているところです。成年後見制度は権利侵害になりうるとの話もあり、日々困惑、悩んでいるところで大変勉強になり、もともと学んでいきたいと思います。
- ・奥深くてそして、楽しく学べました。ありがとうございました。
- ・現実に起こっている事例と照らし合わせて、分かりやすくご説明されていて本体シンプルに”どんな人生を送りたいのか？”ということが一番大切でその人生を送れるようにするために本人がすること、支援者がすることの課題抽出、整理が重要だと感じています…が現実問題、なかなかケアのネットワーク連携（関係機関）が弱いのが「現状問題としてあります。
- ・本人の思いにはせながら支援することの大手さ

2、「良かった」

- ・様式の活用への理解が自分にはまだ難しかった。
- ・今日はありがとうございました。基本的な理解や意思決定支援について学ぶことができました。初めてのズームだったので、途中聞こえなかつたのでその部分を聞きたかったと思いました。
- ・思い込みや見方で方向性が変化していくのが学べた。深く、本人を知ることが大事と改めて感じた。関連機関の関わり大切

5) グループワーク「権利擁護支援ケースの事例検討」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変よかったです	17名 (65.4%)
2、良かった	8名 (30.8%)
3、よく分からなかった	1名 (3.8%)



1、「大変良かった」

- ・1人の人、家族をみた場合に、1つの解だけでなく、いろいろな角度から意見が大切だと感じました。
- ・ここまで掘り下げて支援を考えることはなかったので、勉強になりました。
- ・多角的な視点の大切さですね。今日の研修内容は福祉・介護・一般に向けての認識も必要だと強く感じます。専門職の研修に共有して頂きたいです。一人でも多くの人が認識・意識しなければ、なかなかこの世が変わらないで…佐藤先生、黒崎先生、ありがとうございました(感謝)私自身も自事業所において勉強会で共有させて頂きます。
- ・他の皆さんの体験も伺えて、とても勉強になりました。ありがとうございました。
- ・本来アセスメントでは多くのステップを踏む必要があることを改めて学びました。支援者としての力不足を痛感しましたし、自分の支援を振り返るきっかけになりました。また、岩間先生の「処遇困難事例は個人的要因、社会的要因、支援者側の要因が複数が重なるところに生じる」とい

う点についても勉強になりました。問題を整理する上で使用されていた BPS モデルを実際にアセスメントをしていく際に活用していけたらいいなと思いました。ありがとうございました。

- ・zoom の参加は初めてでしたが、参加者の意見が聞けよかったです。ありがとうございました。
- ・様々なものの見方、考え方方が大切で本人の弟にと考えているが、本当に本人のためになっているか、また、少人数グループ内で午前の講義を踏まえてこんなにも考え方方が違うのかと気づき、気を引き締めてこれからの仕事に生かしていきたいと思います。
- ・個別ケースに後見人として関わる中で割と本人のやりたいことが叶うのが思っていた。個人的な生活の充足だけでなく家族機能の充足による本人の社会性の発達という見方が新しかったです。すごくおもしろかったです。
- ・事例を通して、個別の意思決定支援について深く考えながらワークをすることができました。他の人の考え方を知る機会にもなり、大変勉強になりました。ありがとうございました。

2、「よかった」

- ・グループワークの司会をしてくれる方がいて助かった。
- ・zoom に不慣れでしたが、どんどん慣れて行けば、意見や交流、発言の出来る場だと思いました。どんどん事例検討をして、いろんな意見を推測しながら本人の為の議論を行けたらと思いました。
- ・今日はありがとうございました。事例について考えることも多く、時間が足りないと感じもう少し深めたかったなと思いました。
- ・当初、グループの進行があいまいなため戸惑いましたが、皆さんの協力で進んでいきました。
- ・グループワークを通して障害者に対する支援について日頃の業務では考えない視点で検討てきて良かったです。
- ・内容理解まで少し時間がかかったが、グループの中で話し合い、他グループの意見を聞き、色々な見方や意見で勉強になった。

Ⅱ、検討委員会

1、委員会概要

【開催日時・場所】

	日時	開催場所
第1回	2019年 4月14日 13:00~15:00	自団体事務所 (千葉県船橋市)
第2回	2019年 8月24日 13:00~15:00	
第3回	2019年11月17日 13:00~15:00	
第4回	2020年 1月19日 13:00~15:00	

【委員】

氏名	所属
佐藤 彰一	特定非営利活動法人 P A C ガーディアンズ (委員長)
竹内 俊一	特定非営利活動法人 岡山未成年後見支援センターえがお
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会
今井 友乃	特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター
本田 隆光	特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき
森高 清一	特定非営利活動法人 権利擁護支援センターふくおかネット
尾崎 史	特定非営利活動法人 あさがお
水戸 由子	一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター
吉藤 則彦	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会
山田 隆司	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター

【事務局】

氏名	所属
立石 純子	一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

2. 委員会報告

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」事業 検討委員会（第1回） 報告書

開催日時： 2019年4月14日（日） 13時

場所： 自団体事務所

出席者： 佐藤委員、田邊委員、今井委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員
本田委員、吉藤委員、
住田委員、山口委員、駒田委員

1] 検討委員会日程について

今後の検討委員会の日程について確認された。

第2回 8月24日（日） 13時から 船橋事務所

第3回 11月17日（日） 13時から 船橋事務所

第4回 1月19日（日） 13時から 船橋事務所

2] 事業内容の確認

①研修事業予定開催地

ブロック名	開催日	開催地	現地事務局
北海道	?	函館市？	今金町社会福祉協議会へ打診中
東北	R1/10/27（日）	盛岡市	成年後見センターもりおか（関上さん）
関東	?	?	湘南鎌倉後見センターへ打診中
北信越	?	飯田市	飯田市社会福祉協議会
中部東海	R1/9/25（水）	名古屋市	名古屋市社会福祉協議会
近畿	R1/10/30（水）	甲賀市、大津市、草津市で調整中	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー
中国四国	?	松江市	愛媛県精神保健福祉士協会へ打診中
九州沖縄	R1/10/2（水）	竹田市	たけたねっと

②研修内容の検討

- ・講義講師 佐藤彰一、上田晴男、山口正之、黒崎豪夫、上山泰先生、
- ・ファシリテーター 今井友乃（未来デザイン）、尾崎史、伊東かおりさん

③ 協力委員について

ブロックの研修を検討するのに、サブとして協力委員にも検討委員会に出席してもらう。

- ・ 北海道：駒田 拓郎（京極町社会福祉協議会）
- ・ 東北：小野寺 幸司（カシオペア権利擁護支援センター）
- ・ 関東：菊本 圭一（鶴ヶ島市社会福祉協議会）
- ・ 中部東海：住田 敦子（尾張東部成年後見センター）
- ・ 北信越：宮本 雅透（アドボネットながの）
- ・ 近畿：福島 健太（PAS ネット副理事長、SIN 法律労務事務所）
- ・ 中国四国：山口 正之（萩長門成年後見センター・萩長門成年後見支援センター）
- ・ 九州沖縄：吉田 明美（おおいた成年後見権利擁護支援センターバトン）

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」事業
検討委員会（第2回） 報告書

開催日時： 2019年 8月24日（日） 13時

場所： 自団体事務所

出席者： 佐藤委員、田邊委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員
吉藤委員、山田委員、今井委員、
菊本委員、山口委員、吉田委員、福島委員、小野寺委員、宮本委員

1、研修事業決定開催地

ブロック名	開催日	開催地	現地事務局
北海道	今年度は未実施	×	×
東北	R1/10/27（日）	盛岡市	成年後見センターもりおか
関東	検討中	検討中	検討中
北信越	R1/10/31（木）	飯田市	飯田市社会福祉協議会
中部東海	R1/9/25（水）	名古屋市	名古屋市社会福祉協議会
近畿	R1/10/30（水）	甲賀市	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー
中国四国	R2/3/24（火）	松江市	松江市社会福祉協議会
九州沖縄	R1/10/2（水）	竹田市	権利擁護支援センターたけたねっと
	R2/3/14（土）	那覇市	沖縄県精神保健福祉士協会

2. 研修内容の検討

東北 盛岡市 上山先生、今井、もりおか、カシオペア、そよ風ねっと

関東 検討中

北信越 飯田市 佐藤先生、上田晴男さん、今井、

中部東海 名古屋市 佐藤先生、今井 ワーク後、情報交換会

近畿 甲賀市 佐藤先生、伊東かおりさん、金森大席さん（知多）今井

中国四国 松江市 佐藤先生、今井さん

九州沖縄 竹田市 佐藤先生、尾崎さん、今井さん（たけたねっと）

那覇市 佐藤先生、高山義浩先生（医師）今井さん

2、研修内容の検討

・講義講師： 佐藤彰一、上田晴男、高山義浩、山口正之、福島健太

・ファシリテーター： 尾崎史、水戸由子、田邊寿、住田敦子、今井友乃

- ・講座形態

- Aパターン

- 講義（①権利擁護支援の基本、②意思決定支援とエンパワメント）＋ワークショップ

- Bパターン

- 講義（意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向）＋ワークショップ

- Cパターン

- 講義（成年後見利用促進法等の理解と意思決定支援）＋ワークショップ

- Dパターン

- 講義（意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向）＋シンポジウム

- ・研修内容は現地事務局と協議し、現地の現状、ニーズに合ったものを行っていく。

- 東北は、半日で、講演とシンポジウムを行うことを検討中である。ワークショップより、地域の団体のパネリストを登壇させることを望んでいる。今地域のニーズであるようだ。北信越の飯田市社協もシンポジウム形式を模索している。ここは、専門職の登壇を希望している。地域の担い手として望んでいるようだ。

- ・近畿のばんじーは、「未来デザイン手法」のワークショップを望んでいる。いつもと違うワークショップとの出会いを地域に投げかけることを希望している。これに關しては、中部東海ブロックの知多地域成年後見センターの外部スタッフの伊東かおりさんが、適しているので、ファシリテーターと参加してくれる予定である。

- ・講師陣の新しいメンバーとして、山口正之さんや、福島健太さんがあげられる。
経験を積んでほしいメンバーである。

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」事業
検討委員会（第3回） 報告書

開催日時： 2019年 11月17日（日） 13時

場所： 自団体事務所

出席者： 佐藤委員、田邊委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員、山田委員、
今井委員、菊本委員、吉田委員、福島委員、山口委員

1、今年度実施研修事業 参加人数

	日程	開催地	参加人数
1	9月25日	名古屋市	56名
2	10月 2日	竹田市	79名
3	10月27日	盛岡市	66名
4	10月30日	甲賀市	85名
5	10月31日	飯田市	108名

2、今後の研修会開催日程

日程	開催地	現地事務局団体（担当者）
1月31日	川越市	鶴ヶ島市社会福祉協議会（菊本さん）
3月14日	那覇市	沖縄県精神保健福祉士協会
3月24日	松江市	松江市社会福祉協議会

- ・研修は、おおむね、満足の感想をもらっている。
- ・参加人数が多かった。事務局としては、ワークショップをもっと行いたかったが地元の要望に応じた、開催形式をとったのでたくさんの方に参加してもらえたようだ。押しつけではないところがよかったです。
- ・川越は、山口正之先生が基調講演で、ワークショップに黒崎さんを起用する。
- ・那覇、松江は、佐藤先生と今井で行う予定である。

3. 来年度の候補地と現地事務局団体

ブロック名	開催候補地	候補事務局
北海道	検討中	検討中
東北	青森県内	あおい森ネット
関東	横浜市	よこはま成年後見つばさ
北信越	福井県	福井県手をつなぐ育成会
中部東海	岐阜県	東濃成年後見センター
近畿	東大阪市	東大阪社会福祉事業団
中国四国	愛媛県、広島県	①愛媛県精神保健福祉士協会 ②福山市社会福祉協議会
九州沖縄	福岡県、宮崎県、長崎県	①中間市社会福祉協議会 ②こうけん延岡 ③あんしん家族

- ・毎年、企画が中々、立てられないので、早めに企画し、各ブロックでアドバイスをもらうこととした。
- ・北海道は、来年は是非企画したい。
- ・今まで、あまり、研修に参加して来なかった団体に声をかける。
- ・この研修が地域での起爆剤になるように、巻き込む働きかけを行う。

**日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」事業
検討委員会（第4回） 報告書**

- ・開催日時： 2020年 1月19日（日） 13時
- ・場所： 自団体事務所
- ・出席者： 佐藤委員、田邊委員、尾崎委員、水戸委員、本田委員、山田委員、今井委員、駒田委員、菊本委員、吉田委員、福島委員、山口委員

2、今後の研修会開催日程

日程	開催地	現地事務局団体（担当者）
1月31日	川越市	鶴ヶ島市社会福祉協議会（菊本さん）
3月14日	那覇市	沖縄県精神保健福祉士協会（川平さん）
3月24日	松江市	松江市社会福祉協議会（諏訪さん）

3、次年度に向けて

本年度内にメーリングリストを通じて、来年度開催候補地の希望を募る。もし、希望がなかった場合には、以下団体へ依頼をしていく。

ブロック名	開催候補地	候補事務局
北海道	函館	検討中
東北	青森県内	あおい森ネット
関東	横浜市内	よこはま成年後見つばさ
北信越	福井県内	福井県手をつなぐ育成会
中部東海	岐阜県内	東濃後見センター
近畿	大阪市内	東大阪社会福祉事業団
中国四国	愛媛県、広島県	①愛媛県精神保健福祉士協会 ②福山市社会福祉協議会
九州沖縄	福岡県、宮崎県、長崎県	①中間市社会福祉協議会 ②こうけん延岡 ③あんしん家族

その後

各地の参加人数まとめ

	日程	開催地	参加人数
1	9月25日	名古屋市	56名
2	10月2日	竹田市	79名
3	10月27日	盛岡市	66名
4	10月30日	甲賀市	85名
5	10月31日	飯田市	108名
6	1月31日	川越市	34名
7	2021年1月26日	那覇市	36名

5、各地の振り返り

<名古屋市>

講演内容に関しては、確認できたとか、整理できたとか、振り返りができたとの感想をもらった。ここでは情報交換という枠を設けたが、他地域の話がきけてよかったですとか、具体的な話が聞けて良かったという反応があった。この枠もよかったです。

<竹田市>

この地域では、権利擁護の話を聞く機会はあまりないようで、新鮮な話であったようである。しかし、聞きなれないことでの、難しさもあったようだ。グループワークは、慣れていないようで、難しくもあり、新鮮でもあったようだ、良い投げかけになった。

<盛岡市>

パネルデスカッションで色々な地域の話が聞けて良かったようである。

<甲賀市>

権利擁護の哲学のような考え方を知ることができたというとらえ方もある。自分をふりかえる機会になったようだ。新しいワークショップ手法は、慣れなくもあり、新鮮でもあったようだ。型を破るいいきっかけになった。

<飯田市>

盛りだくさんであったが、十分に満足がえられたようだ。シンポジウムでは実際の事例を聞くことができよかったです。専門職による違いが明確に表れて聞く側には良かったようである。

<川越市>

虐待の話も入っていてよかったですとの感想があった。そこから、権利がより考えられるようである。意思決定と意思決定の代行をはっきり区別したところが良かったようで

ある。グループワークでは、見立ての違い、憶測が勉強になったようである。色々な職種との意見交換に異議を感じていたようだ。

<那覇市>

以前は代行決定支援であって、今は、意思決定を支援するという違いに気が付いてもらえた。ZOOM を使ったワークショップも新鮮であった。ハイブリッドなので、久しぶりの対面の研修もよかったですと意見があった。

3、今後に向けて～この研修を通して～

この研修を行っている中、すごいことがおきた。コロナウィルスの蔓延である。当初予定されていた、沖縄、松江の研修は、2月 26 日をもって延期になった。沖縄は 1 年後に開催されたが、これも、街は時短営業の中、かろうじで、ハイブリッドで行えた。

世の中が、変わった。オンラインで研修が行われるようになった。この企画も、手探りで行った。すごくやりにくかった。大変であった。日々の活動もままならない中、よく研修ができたと思う。

私たちの生活は止められない。支援も止められない。支援で精いっぱいの中、研修を勧めるのはとても、困難である。しかし、学びは止めてはいけない。

今後は、オンラインとリアルをどのように組み合わせて研修を考えていけるのか検討が必要である。オンラインが主流になる中、だから、リアルが大切、そこに価値を見出すのが大切だと考え始めている。

(資料) 研修配布資料

1、 9月25日 愛知県名古屋市

権利擁護支援の基本と意思決定支援

2019年9月25日（水）

佐藤 彰一

■権利擁護支援ってなに？（25p）

言葉の意味

三つの輪（生活支援・相談支援・法的支援）

権利擁護の要素（自己決定支援・生活利益・社会的承認）

■三つのエピソード（マンガ）

- 1) 家族の思いを尊重する？（私抜き）
- 2) 私の言うことを尊重する（アセス抜きで孤立させる）
- 3) 権限がないとなにもできない？

■正義とケアを考える。

幸福のマーゴは何者か

※Dworkinの回答 ロナルド・ドウォーキン（水谷英夫・小島妙子訳）『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』（信山社出版、1998年）

※もう一つの声 Carol Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Harvard University Press, 1982

※ キティとマッキンタイヤー

■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換（能力不存在推定から能力存在推定へ）

パラダイム転換からみた代行決定

意思決定支援の倫理と担い手

権利条約をめぐる混乱

我が国特有の混乱（次項）

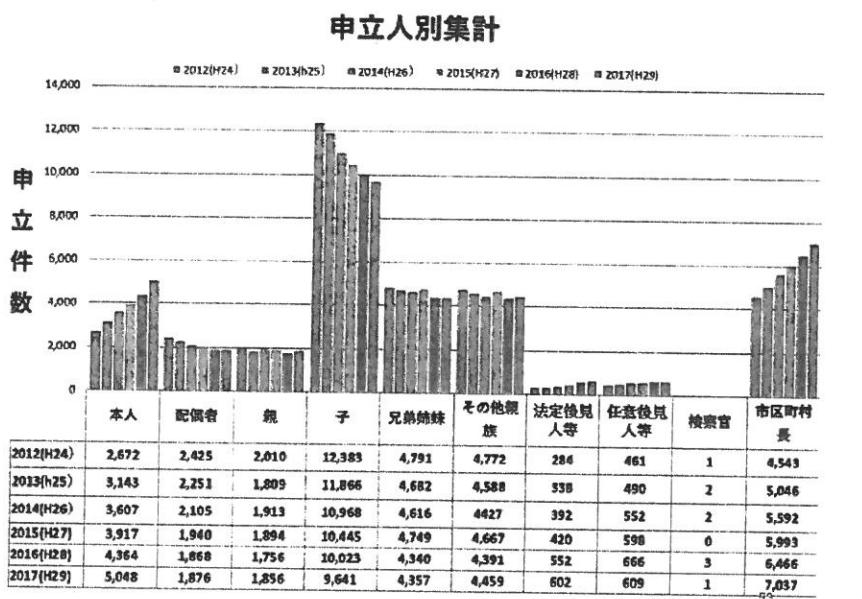
■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

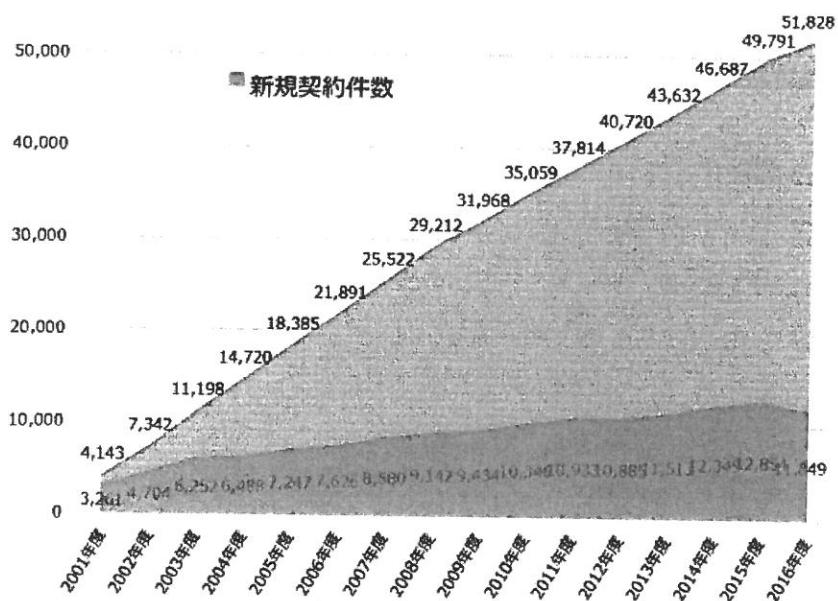
「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

- 1) 歌舞伎型か浄瑠璃型か?
- 2) 成年後見制度の三つの課題 149p
- 3) 制度疲労

後見制度支援信託・預金 取下げ不可、家族離れ
基本計画で「疲労回復」ができるか?



日常生活自立支援事業：件数の推移（全社協調べ）



■ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php（大阪弁護士会のサイト）

■平成29年1月16日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707号 30頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決

- ・平成13（2001）年9月5日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）
- ・平成26（2014）年2月10日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点3）胃ろう造設後の食事契約（月額約4万） 義務違反 229万4874円
- ・（争点4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70万8000円
- ・（争点6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切 776万5017円

合計1076万7891円の支払いを命じる

■「わがまる」の地域福祉計画で松江事例はどうなっていくのだろうか？

参考文献

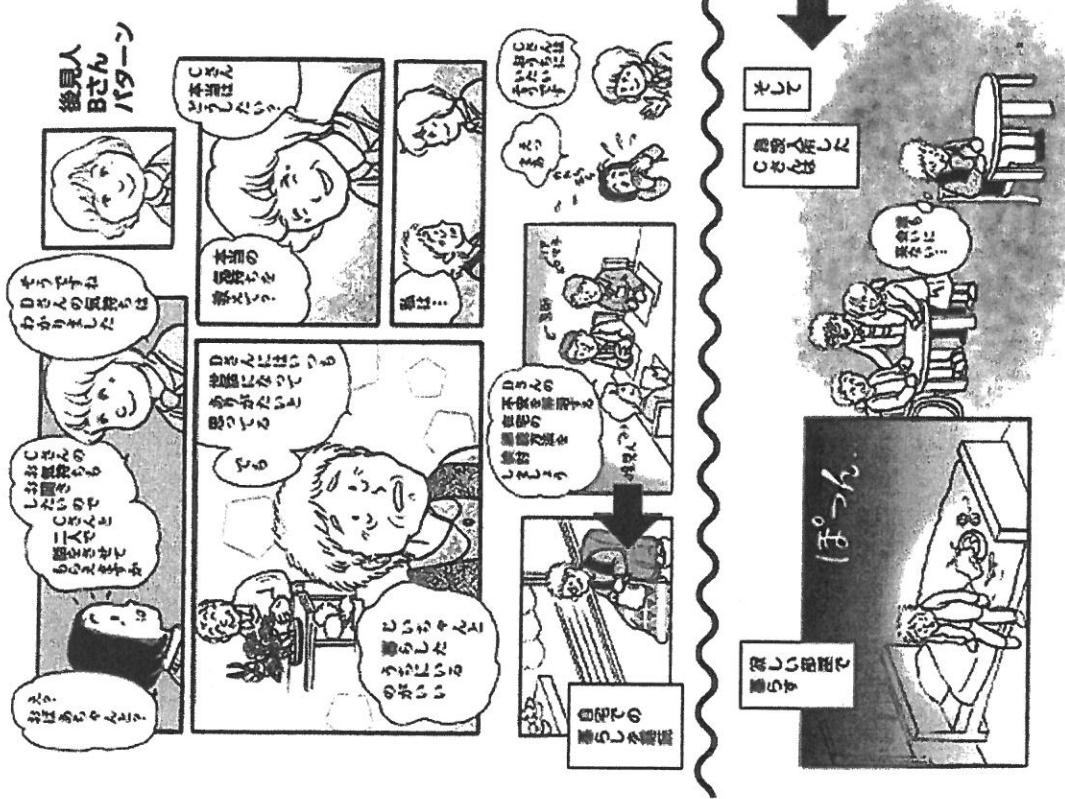
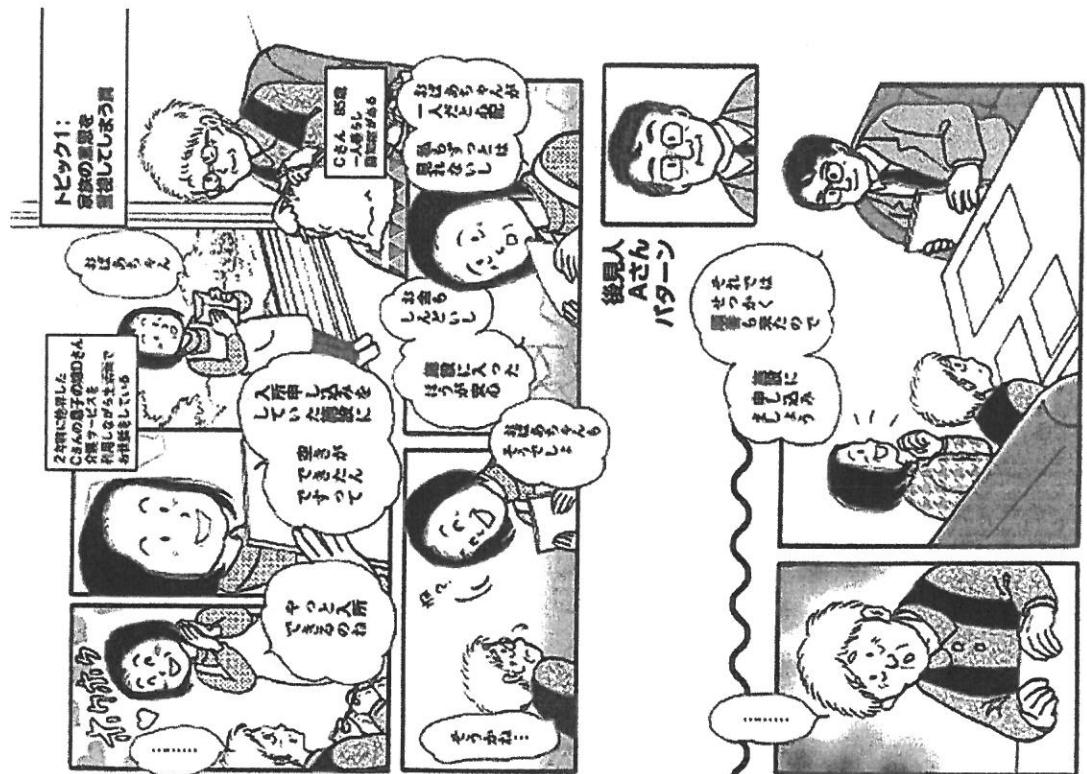
- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報 2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護がわかる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713号（2018年9月上旬号）pp19-34（松江事件の評釈）



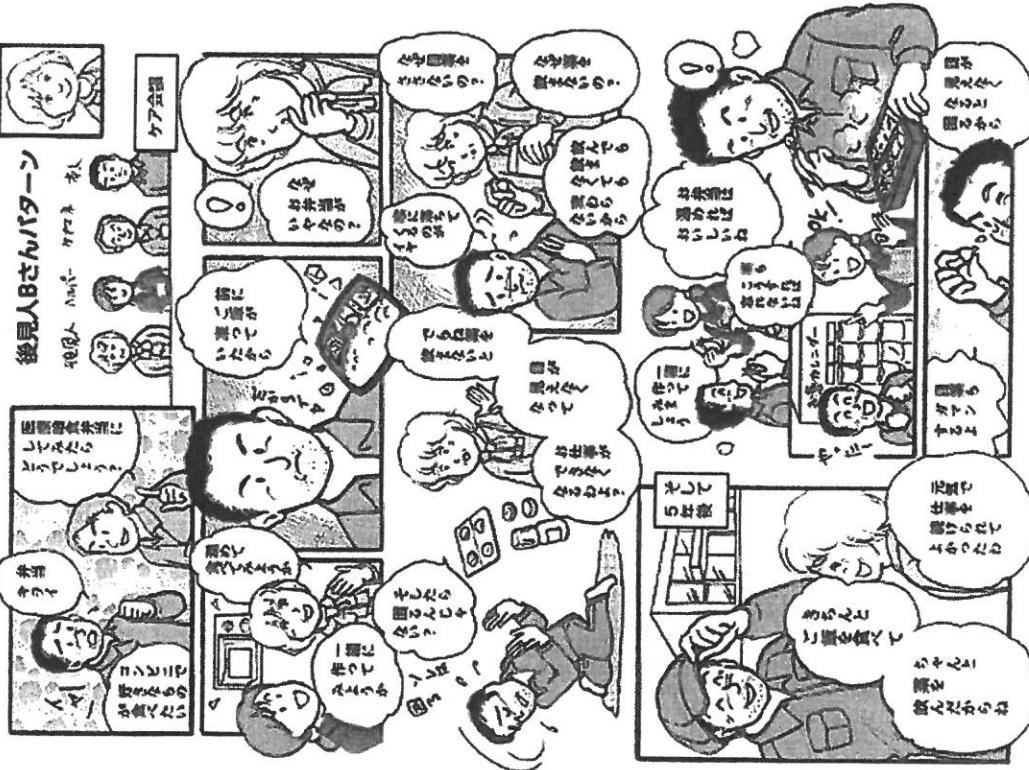
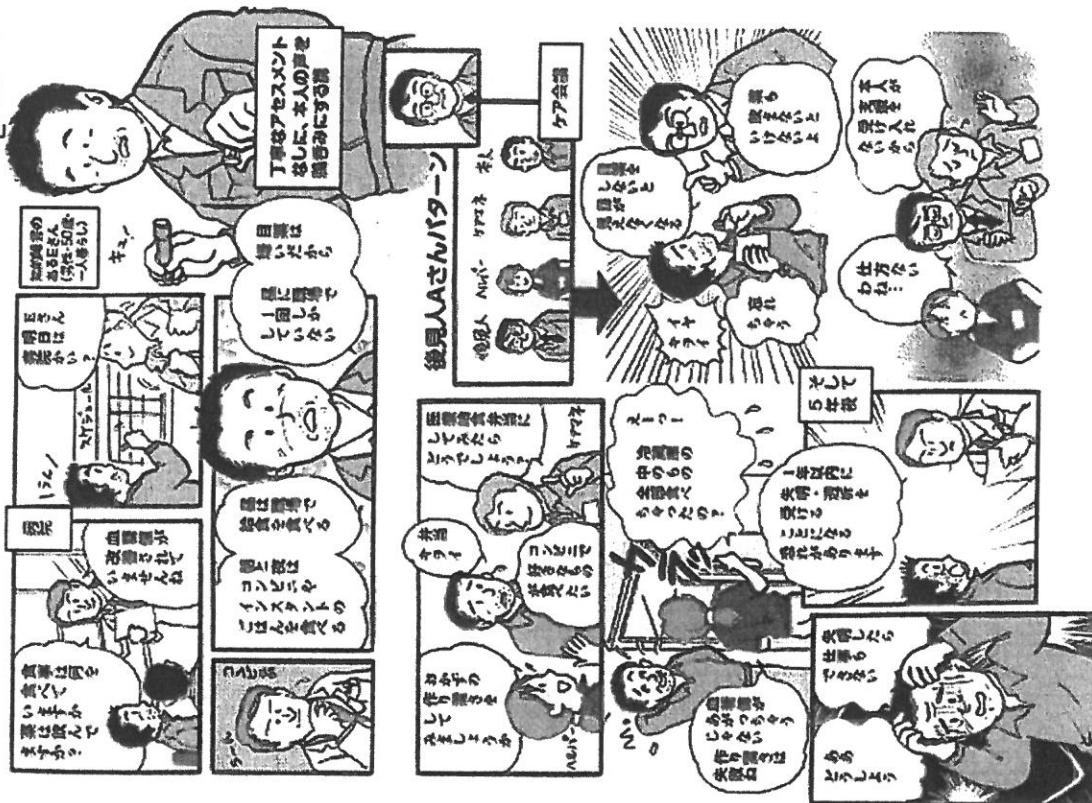
後見人Bさん

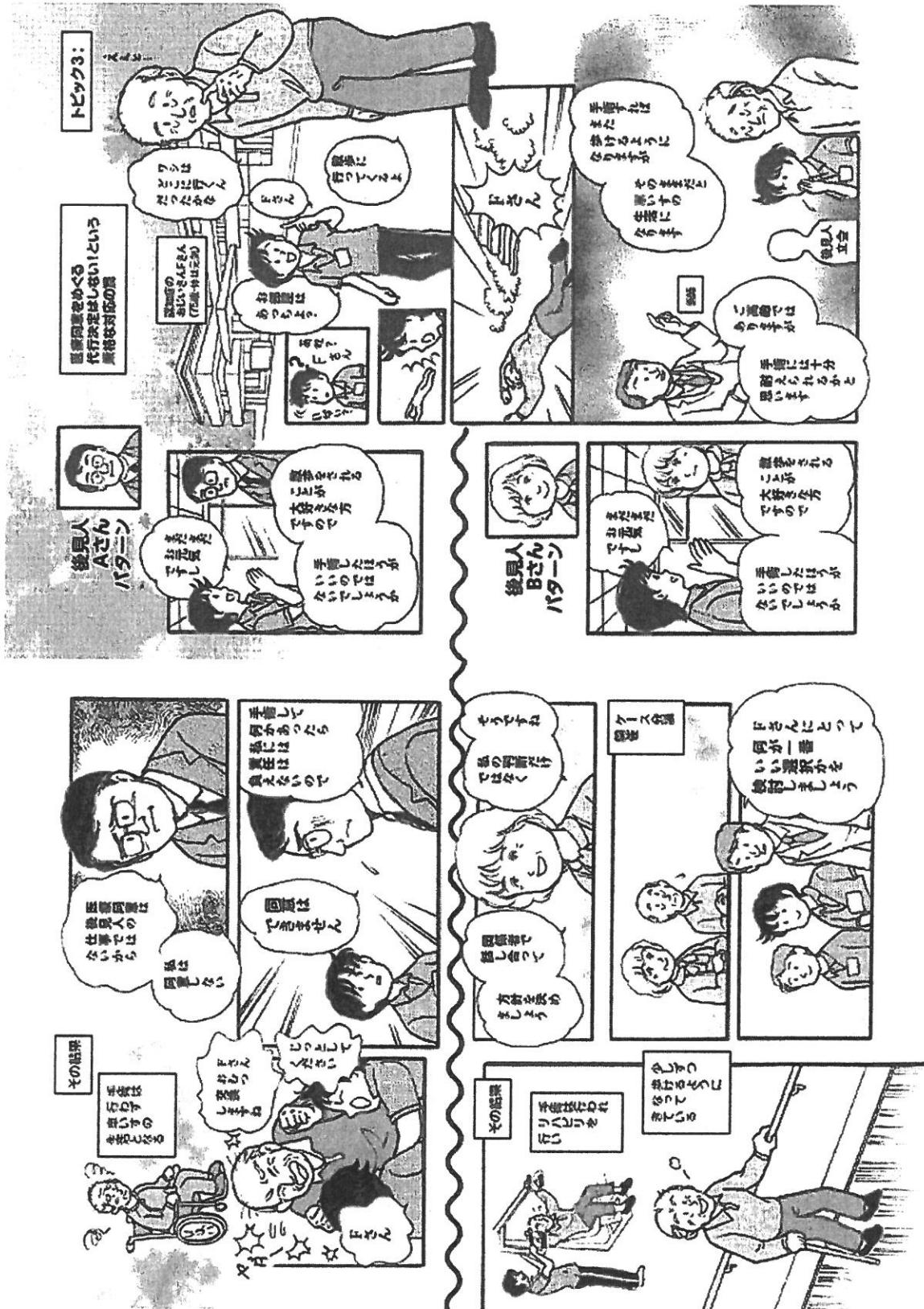


後見人Aさん



トピック2:





格のべきことである。最近出版された一冊の本——「痴呆症にかかる人の介護のために」(日三大時間 (36-hour day) を提供してくる全ての人々) 疾じられた——は、かかるの患者の何人かの人生をそつとするとほどの詳細に「最後の動かなくなつた臍臍のみならず、それに対する理解をそつと描いてゐる。

「しなしづスアリー (Mary) は不安になり、名状しながら恐れをいたんだ。(中略) 人々が現れ記憶が戻つてきて、やがて去つていくのである。彼女は何が現実の出来事であり、何が過去の記憶のかを語ることが出来ない。(中略) 彼女のからだにつながれているチーアは精神的ではつた。くる日もくる日も、彼女はどうなかつた。(中略) 彼女のからだにつながれているチーアは精神的ではつた。くる日もくる日も、彼女はどうやって水を飲むのを思い出すことが出来なかつた。時には水は全然流れ去つてしまい、時には清水になつたりしても、彼女はそれを止めることができなかつたのである。(中略) アリリーは、家族が訪ねてくるときは嬉しかつた。時には彼女は彼らの名前を思ひ出したり、それが止まつぱり忘れるのであつた。(中略) 彼らが彼女を抱きしめて離れてゆくとき、彼女はそれが最高に好きだった。

「ミス・ラミレス (Miss Ramirez) が彼女の娘に何度も何度も、「今日は医者に行く日だ」と言つても、娘は、近所の人びと一人ばかりでひきこまれて泣き叫びながら車に沿ひて走るまでは、車に乗ろうとはしなかつた。医者に会う間中、彼女は助けを求めて泣き叫び、医者に到達するや否や彼女は走つて逃げようとするのであつた。」「ルイス氏 (Mr. Lewis) は靴紐を締めようとした時突然泣き出した。彼は靴をくずかせに投げ入れ、バスルームに閉じこもつておしゃがみのついた。

◆マークは何者か?

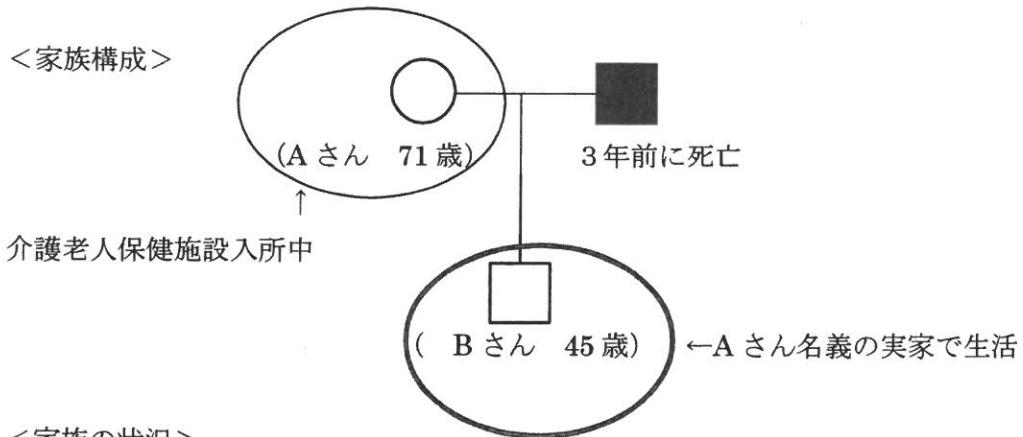
アンドリュー・フィールド (Andrew Field) が医学生でもつた時に、彼がマーク (Margo) と呼べた五四歳のアルツハイマー症の患者に出会つて、彼女のアパートを毎日訪ね始めた。彼女はそこで付き添い人の介護を受けていたが、アパートにはたくさんの縄がかけられており、彼女が寝間着のまま家中に部屋から抜け出して公園を彷徨しないよう

うにしてあつた——彼女は以前そのようなことをしていただのであつた。マークはフィールドが興奮するだけに彼が誰であるかは知つてゐると言つたが、決して彼の名前を言わなかつた——彼はそれは単なる親切心からなのだろうと思つてゐた。彼女はミスアリーの話を聞いていたと言つたが、フィールドは、「彼女の話へてからどうか毎日思つづくまことにしたからいつも同じ質問をつづつた。やるといわれ、本が數十ページを読られてからどうかおわつたのである。(中略)」——「おそらく彼女は、イヤに座つたまま、歌を歌ひながら前後によつくりライスを咀嚼したり、気ままに腹脹りをし、じきじき本の新しさやペーパーをかみついで舐めただけたのだ」と述べてゐる。マークはアルツハイマー症患者のための美術クラスに出席してゐた——患者達は彼女を含めて皆、最後の死の直前に餘すことなく彼の心の絵を描いていたが、死の直前により幼稚な絵になるのであつた。フィールドは、「マークは彼女の病氣にもおかわらず、おそらくある程度はそれ故に、彼がそれまで知つていた人々の中でも最も幸せな人の一人であることは否定しがたい」という事実に満足しながら述べている。彼の報告によると、彼女は特にピーナッツ・バターンやヨーグルト・サンククイシチを食べるのが樂しみだつた。しかし彼は、「古い記憶が急速に消れる一方で新しい記憶を蓄積できない場合に、いつだいその人は何が残るのだろうか? マークは一体何者なのであつたか?」と聞かれてゐるのである。

◆痴呆症の患者の現在の人格と過去 (あるいは未来) の人格

今や私が以前に述べた發言を繰り返す必要がある——我々は常時痴呆であった人の權利と利益ではなく、過去に能力があつたにもかかわらず現在痴呆となつてゐる人の権利と利益を尊重しなかつてはゐないのである。従つて我々は、その人の権利と利益を尊重する際は一つの點だけ方法で考え方を変えるにまつてやう——我々が痴呆患者の現在の状況と能力に注目する場合には、その人が痴呆状態 (demented) 人として考へるのであつて、我々が痴呆患者の全体の人生の過程に注目する場合には、その人が痴呆状態になりた (has become) 人として考へるのである。例えば「現在能

事例



<家族の状況>

◎Aさんの状況

もともと高血圧の既往あり。平成30年8月、脳出血にて倒れて救急搬送された。左上下肢麻痺が後遺症として残ったため、平成30年10月リハビリテーション病院へ移った。自宅は築40年と古く、段差も多いことから、同年12月から介護老人保健施設へ入所し、リハビリを継続することになった。現在も入所中である。

Aさんは、要介護3の認定をうけている。時が経つにつれ、物忘れも進行してきた。長谷川式スケールを施行したところ30点中17点であった。

◎Bさんの状況

小学校は普通学級で、中学校からは特別支援学級で過ごした。成績は小学校、中学校ともに下位。療育手帳は特に所持していない。中学校卒業後は、建設現場等で働いていた。職場は転々としていたが、仕事が途切れることはなかった。

趣味はパチンコ。そのため、給料が入ればパチンコに行き、お金がなくなれば消費者金融から借金をするという生活の繰り返しがあった。

平成30年9月頃、勤めていた職場の経営が悪化し、10月には解雇された。その頃から、不安感が強くなり、夜眠れなくなることや、苛立つ様子がみられるようになってきた。

<経済状況>

収入：Aさんは、遺族厚生年金を月額95,000円程受給。

Bさんは、現在無収入。

資産：持家あり。土地・建物の名義はAさん

Aさんの貯金は300,000円程。

Bさんの貯金は無し。

負債 : **Aさん**

- ①消費者金融 2 社 : 1,000,000 円程 (Bさんが Aさん名義で借りたもの)
- ②リハビリテーション病院入院費 : 150,000 円程度
- ③施設利用料 : 300,000 円程度
- ④税金 : 金額不明

Bさん

- ①車のリース未払い分 2,500,000 円
- ②消費者金融 3 社 : 1,500,000 円

<近況>

平成 30 年 8 月に Aさんが入院した頃から、Bさんが Aさんの金銭管理を行っている。しかし、当初から Aさんの入院費等の支払いが当初からうまくできず、年金入金月に 2 カ月分払うという管理をしていた。それでもうまくいかず、生活費を Aさんの名義で消費者金融から借りていたようである。

介護老人保健施設利用料については、入所当初から全く支払われていない。介護老人保健施設職員が施設利用料の督促を行うと、Bさんは「払う金なんかねえんだよ！」と怒鳴りつける始末であった。最近は電話にもでてくれなくなってしまっている。

施設利用料の滞納がかさんでいく一方であるため、Aさんは、介護老人保健施設から退所してほしいと言われている。

事例検討グループワーク ワークシート

	見立て（本人の状態・状況、支援ニーズ）	支援の展開（進め方とポイント）
Aさん		
Bさん		
事例の全体像		
備考		